

# 各戸配布

マイナンバー制度が導入されます。

平成 29 年度 平成 28 年分

## 町民税・所得税申告相談のお知らせ

今年も町民税・所得税の申告時期となりました。申告はあなたの町民税や国民健康保険税等の算定資料になります。また、申告がないと所得証明・課税（非課税）証明等が発行できない場合があるほか、国民健康保険税等の軽減措置が受けられなくなる場合があります。

町では下記の日程により、町民税申告相談と所得税確定申告相談を行いますので、次の点に留意され期間内に最寄りの会場で申告してください。



税務署に  
出かけなくても、  
イータックス。

インターネットでも所得税申告書が作成できます。詳しくは5ページをご覧ください。

### 町民税・所得税申告相談日程表

日 程	曜 日	申告会場	参 集 地 区	
			午 前 (9:00~12:00)	午 後 (13:00~16:00)
2月16日	木	熱郭支所	大谷地・婆沢	共心
17日	金	〃	赤井川・角十	白井川
20日	月	防災センター	豊幌・上豊幌・歌才・中里・貝殻	1～2区
21日	火	〃	上中ノ川・下中ノ川・五十嵐	3～4区
22日	水	〃	大成・上大成・東川・東栄	5～6区
23日	木	〃	目名・添別・西熱郭・チョポシナイ	北7区
27日	月	〃	北作開・中作開・南作開	南7区
28日	火	〃	8区・アカシア町住	
3月1日	水	〃	白炭・熱郭	9区
2日	木	〃	10区	
6日	月	〃	旭野・西沢	12～13区・黒松内町住
7日	火	〃	熱郭町住	朱太町住
8日	水	〃	予 備 日 (上記日程で都合の悪い方) ※3月10日は午後3時で申告相談を終了します。	
9日	木			
10日	金			

#### 【申告会場】

黒松内町字白井川8

熱郭支所

電話73-2001

字黒松内302

防災センター

電話72-3312 (役場住民課)

※73-2001は2月16～17日の申告会場直通電話です

## 申告をしなければならぬ方とは (参考)

種 類	内 訳
事業・不動産所得	営業・農業・内職等による事業や、不動産による地代・家賃などにより収入が発生した方。
給与所得	給与所得者で2か所以上から給与等を受給している方。また、年の途中で勤務先を退職された方などで年末調整をされていない方。
公的年金・雑所得	公的年金収入のほかに、給与や不動産収入など他の収入がある方。※公的年金収入には、障害年金・遺族年金等は除きます。
一時所得	一時所得（生命保険等の満期金や解約金などの一時金）などにより収入が発生した方。
譲渡所得	機械やゴルフ会員権、土地・建物や株券の売却などにより収入が発生した方。
国民健康保険加入者 長寿医療保険加入者	国民健康保険等に参加している方は、国民健康保険税等の算定のため、無収入の場合でも申告が必要となります。

生命保険・簡易保険の一時金を受け取った場合、一時所得になる場合があります。

## 申告をすれば税金が戻る場合があります (参考)

種 類	内 訳
医療費控除	本人または本人と生計を同一にする方のために支払った医療費が、一定の金額以上ある方。 ただし、所得がない方や税額計算上納税額が発生しない方は、申告の必要はありません。※詳しくは3ページをご覧ください
寄附金控除 寄附金特別控除	国や地方公共団体、社会福祉法人や特定非営利活動法人などに寄附をした場合、また、東日本大震災に関連する特定の寄附をした場合には、一定の所得控除が受けられます。 <u>控除を受けるためには寄附を証明する書面の提出が必要になります。</u>
住宅借入金等特別控除	マイホームをローンで新築・購入した方。

### 納め忘れはありませんか？

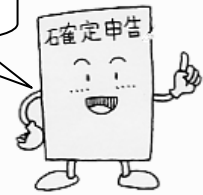
納期限が過ぎているのに納め忘れて  
いる税金はありませんか？

平成28年度各町税の最終納期限は  
右表のとおりです。

もう一度、納税通知書を確認して納め忘れのないようにしましょう。

軽自動車税	平成28年 5月25日
固定資産税	平成28年 11月25日
道町民税	平成28年 12月26日
国民健康保険税	平成29年 2月27日

医療費控除は自分で書いてから出してね



## 医療費控除を申告する場合

納税者本人や本人と生計を同一とする方のために、平成28年中に支払った医療費がある場合は、次の算式により計算した金額を所得から差し引くことができます。

医療費 控除額	=	支払った 医療費の額	-	保険金などで 補填された額	-	10万円 ※10万円または「総所得額の 合計額」の5パーセントを比較 して少ない方の金額
------------	---	---------------	---	------------------	---	---

※保険金などで補填された額とは、社会保険・国民健康保険などから支給を受ける高額療養などの療養費や出産一時金等や、医療費の補填を目的として支払を受ける損害保険金、生命保険契約などの医療保険金、入院費給付金等のことです。

## 医療費控除の対象となる主なもの

- ①医師、歯科医師による診療や治療
- ②治療、療養のための医薬品の購入
- ③病院や診療所、介護老人保健施設に収容されるための人的役務の提供
- ④通院、入院の部屋代や食事代の費用、医療用具器具の購入代などで通常必要なもの

かぜ治療のために使用した一般的な医薬品の購入費用も対象になります。

入院によるテレビや冷蔵庫使用料などは対象となりません。

## 医療費控除の対象とならない主なもの

- ①容姿を美化し、または容貌を変えるなどのための目的で支払った整形手術の費用
- ②健康増進や疾病予防などのための医薬品や健康食品の購入費
- ③通院のための自家用車のガソリン代やタクシー代
- ④治療を受けるために直接必要としない近視、遠視のための眼鏡や補聴器等の購入費

インフルエンザなどの予防接種は、対象となりません。

- ・医療費控除を申告する場合は、医師などが発行する「領収書」が必要になります。
- ・平成28年1月1日から12月31日までに支払った医療費が10万円以上（所得の合計が200万円までの場合は所得の合計額の5%以上）の場合は、役場住民課窓口に用意してある「医療費の明細書」に必要事項を記載のうえ、領収書を添えて確定申告してください。

～なお、領収書は、「医療を受けた人1名」につきそれぞれ「病院・薬局ごと」に束ねていただくと相談時間の短縮につながります。～

例：医療を受けた人①… (A病院分2枚、B病院分1枚)

医療を受けた人②… (A病院分3枚、B病院分2枚、C薬局1枚)

## 申告相談会場に持ってくるもの

印鑑	新規で振替納税をご希望の方、または、還付金を金融機関に振込希望の方は、金融機関の届出印と口座番号のわかるもの
源泉徴収票	給与所得のある方は、勤務先で交付されている源泉徴収票 年金収入のある方は、公的年金等の源泉徴収票（ハガキ）
諸控除の証明書	各種控除（国民年金保険料、生命保険料、地震保険料、寄附金など）の証明書
諸控除の領収書	各種控除（国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、医療費、寄附金など）の領収書
収支計算書	事業所得のある方は、事前に収支計算書を作成し、帳簿類を持参してください
住宅借入金等特別控除関係書類	住宅借入金等特別控除のある方は、借入金年末残高証明書、登記簿謄（抄）本、工事請負契約書、住民票、国や町からの補助金がある場合は金額のわかる通知等
個人番号等確認書類（追加）	社会保障・税番号制度（マイナンバー）が導入されることに伴い、個人番号等を確認する書類（くわしくは下記参照）
確定申告書	税務署から確定申告書が送付された方は、その申告書を持参してください

## 下記の書類を持参してください

社会保障・税番号制度が導入されることに伴い、個人番号記載欄を設けた申告書等を提出する場合は、個人番号を記載していただくことになりました。個人番号を記載した申告書等の提出を受ける際には、なりすまし行為を防ぐため、番号法に基づく本人確認を行います。窓口で提出する場合は、以下の確認書類の提示または写しを添付してください。

### ○本人が個人番号を記載した申告書等を提出する場合

以下の確認を行います。以下の2点の確認書類が必要となります。

1. 番号の正しい持ち主であることの確認（身元確認）
2. 正しい番号であることの確認（番号確認）

#### 1 身元確認

以下に例示する書類のいずれか1枚	左記をお持ちでない場合、以下に例示する書類を2枚
マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証、旅券、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、在留カード 等	写真なしの社員証、学生証、公共料金等の領収証書、住民票の写し

#### 2 番号確認

以下に例示する書類いずれか1枚

- ・マイナンバーカード
- ・通知カード
- ・個人番号が記載された住民票の写し 等

## ○代理人が本人の個人番号を記載した申告書等を提出する場合

以下の確認を行います。以下の3点全ての確認書類が必要となります。

1. 代理権を有することの確認（代理権確認）
2. 申告書等を提出した方の身元確認（代理人の身元確認）
3. 提供していただいた本人の個人番号が正しいものであることの確認（本人の番号確認）

### 1 代理権確認

以下に例示する書類のいずれか1枚

- ・戸籍謄本
- ・委任状等の代理権を確認できる書類

### 2 代理人の身元確認

以下に例示する書類のいずれか1枚	左記をお持ちでない場合、以下に例示する書類を2枚
マイナンバーカード、運転免許証、身体障害者手帳、在留カード 等	健康保険証、年金手帳、児童扶養手当証、社員証、学生証 等

### 3 本人の番号確認

以下に例示する書類のいずれか1枚

- ・本人のマイナンバーカード
- ・本人の通知カード
- ・本人の個人番号が記載された住民票の写し

**ご協力をお願いいたします。**

申告書の作成・納税は

イータックス  
**国税電子申告・納税システム e-Tax で!**

「e-Tax」は、インターネットができるパソコンがあれば、税務署などに出かけることなく、国税に関する手続きを自宅などから行うことができます。



e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp/>

お問い合わせ、黒松内町役場住民課（税務担当）

申告相談期間中の（2月16日～17日）

（2月20日～3月10日）

電話 72-3312

電話 73-2001

電話 72-3312